

大磯町市民農園事業実施要綱

平成 24 年 3 月 29 日

大磯町告示第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農地の荒廃防止と町民の健全な余暇利用を推進するとともに、農業者及び大磯町市民農園（以下「農園」という。）利用者相互の交流を深めるために設置する農園の事業推進に必要な事項を定める。

(名称及び所在地)

第 2 条 農園の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

2 農園の 1 区画の面積は、20 平方メートルを基準にする。ただし、町長が認めた農園については、この限りでない。

(利用の申込み資格)

第 3 条 農園の利用申込みは、本町に住民登録があり、かつ、通年を通して農園作業に従事できる者でなければならない。

2 前項に規定する利用申込みは、同一世帯においては、原則 1 人とする。

3 前条第 2 項ただし書に規定する農園の利用申込みは、6 年以上の市民農園経験者又は同等以上の経験を有する者に限るものとする。

(利用者の募集)

第 4 条 町長は、農園を利用する者（以下「利用者」という。）を募集するときは、農園の募集区画数、募集期間その他必要な事項を広報に掲載して行うものとする。ただし、募集の結果、申込みをした者（以下「申込者」という。）の数が募集区画数に満たないときは、随時利用の申込みを受けることができる。

(申込み、選考等)

第 5 条 農園の利用を希望する者は、前条の規定による募集があったときは、大磯町市民農園利用申込書（第 1 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前条の規定により募集をした結果、申込者の数が募集区画数を超えるときは、抽選により利用者を決定するものとする。この場合において、必要に応じ順位を定めて補欠者若干名を定めることができる。

3 町長は、利用者を決定したときは、大磯町市民農園利用決定通知書（第 2 号様式）により申込者に通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた利用者は、大磯町市民農園利用誓約書（第 3 号様式）を町長に提出しなければならない。

(利用期間)

第 6 条 農園を利用できる期間（以下「利用期間」という。）は、前条の誓約書を町長が受理した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、最長で当該受理した日か

ら3年後（第2条第2項ただし書に規定する農園にあつては、5年後）の日の属する年度の末日まで延長することができる。

2 補欠者が新たに利用者となった場合の利用期間は、前利用者の残余期間とする。

3 町長は、やむを得ない理由により農園を廃止しなければならなくなったときは、前2項の規定にかかわらず、農園の利用期間を短縮することができる。

（受益者負担）

第7条 利用者は、農園事業の運営に当たり必要な経費の一部又は全部を負担するものとする。

2 前項の規定による負担金は、利用者が利用期間途中で農園を返還した場合であっても返還しないものとする。

（栽培作物）

第8条 農園で栽培できるものは、野菜及び草花（多年生の草花を除く。）とする。

（禁止行為）

第9条 利用者は、農園において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的とした利用をすること。
- (3) 大麻等を栽培すること。
- (4) 第三者に利用させること。
- (5) 他の者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) その他町長が農園の管理運営に支障があると認める行為をすること。

（利用の取消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、農園の利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が前条各号に掲げる行為をしたとき。
- (2) 利用者が農園の利用申込みを不正に行ったとき。
- (3) 利用者が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他利用者がこの要綱に違反したとき。

2 町長は、病害虫等の発生により周辺農家等へ被害が及んだときは、その農園の全ての利用者の利用決定を取り消すことができる。

3 前2項の規定による取消しによって生じた損害に対し、町はその責めを負わないものとする。

（利用の辞退）

第11条 利用者は、農園の利用を辞退するときは、大磯町市民農園利用辞退届書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（農園の返還）

第12条 利用者は、利用期間が満了したとき又は前条の規定により農園の利用を辞退した

ときは、町長の指示に従い農園を原状に復した上で、遅滞なく返還しなければならない。

- 2 利用者は、第10条の規定により利用の決定を取り消されたときは、町長の指示に従い農園を原状に復した上で、直ちに返還しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、農園を毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 町長及び農園に係る土地所有者は、天災、病虫害、盗難その他の原因によって発生した農作物、器材等の損害若しくは事故に対し、その責めを負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長がその都度定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月31日大磯町告示第5号)

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日大磯町告示第27号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日大磯町告示第23号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表 (第2条関係)

名称	所在地
木ノ川農園	大磯町西小磯字木ノ川地内
東中道農園	大磯町西小磯字東中道地内
西中道農園	大磯町西小磯字西中道地内
諏訪ノ下農園	大磯町生沢字諏訪ノ下地内
南堀込農園	大磯町国府新宿字南堀込地内

第1号様式（第5条関係）

大磯町市民農園利用申込書

年 月 日

大磯町長 殿

次のとおり大磯町市民農園の利用を申し込みます。

住 所	大磯町
ふりがな	
氏 名	
電話番号	
希望する 農 園 名	☐ 木ノ川農園（西小磯） ☐ 諏訪ノ下農園（生沢） ☐ 東中道農園（西小磯） ☐ 南堀込農園（国府新宿） ☐ 西中道農園（西小磯）
現在利用中の 市民農園の有無	☐ 有り（ _____ 農園、区画番号： _____ 番） 現在利用中の農園と今回申込みの農園が同じ場合、 同区画の再利用の希望の有無 ☐ 有り ☐ 無し（別区画希望） ☐ どちらでもよい ☐ 無し
備 考	

第2号様式（第5条関係）

大磯町市民農園利用決定通知書

年 月 日

様

大磯町長

印

申込みのあった大磯町市民農園の利用について、次のように決定したので通知します。

1 利用の可否 ☐可（☐補欠） ☐不可

2 利用区画 _____農園 区画番号 _____番

3 利用期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

4 利用条件

- (1) 大磯町市民農園事業実施要綱の規定を遵守すること。
- (2) 農園の利用に関し、要綱に定めのないもの、その他疑義が生じたときは、町と協議すること。
- (3) 利用決定を受けた場合は、速やかに町長に大磯町市民農園利用誓約書を提出すること。誓約書は、2通作成し、利用者及び町がそれぞれ1通を所持すること。
- (4) 補欠となった場合については、補欠者名簿に登載し、既存の利用者に辞退が出た場合に限り農園の利用ができる。

5 利用できない理由

第3号様式（第5条関係）

大磯町市民農園利用誓約書

私は、大磯町市民農園（以下「農園」という。）を利用するに当たり、以下の内容について遵守することを誓約します。

記

- ・大磯町市民農園事業実施要綱の規定に従います。
- ・農園にトイレや水場等の施設がないことを理解します。
- ・利用区画はもとより、通路等共有部分の清掃、除草及び整理整頓に努め、周囲との協調を心掛けます。
- ・定期的に除草等の区画管理を行い、ゴミは必ず自宅に持ち帰ります。
- ・農作業に伴う汚れや怪我の恐れ、除草や鳥獣・病虫害被害等の苦労があることを理解します。
- ・車での来園は行いません。
- ・農薬の飛散や騒音等に十分配慮し、周囲の農家や住民、他の利用者に迷惑をかけません。
- ・耕作にあたり借地権や耕作権等の権利が発生しないことを理解します。
- ・区画により、土質や地形等、利用条件が異なることを理解します。
- ・地権者や町の都合により契約更新できない場合があること、区画や料金等の条件が変わる場合があることを理解します。
- ・やむを得ない理由により、農園が利用できなくなった場合は、速やかに申し出ます。
- ・利用区画を返還する際は、作物、雑草等の撤去を行います。
- ・農園の利用に関し、要綱に定めのないもの、その他疑義が生じた場合は、協議に応じます。

年 月 日

大磯町長 殿

利用者住所 _____

氏名 _____

第4号様式（第11条関係）

大磯町市民農園利用辞退届書

私は、 _____ により大磯町市民農園
（ _____ 農園、区画番号 _____ 番）の利用を辞退いたします。

年 月 日

大磯町長 殿

住 所 _____

氏 名 _____